

児童館 安全計画 202504～202703

1. 安全点検

(1) 施設・設備の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所	遊戯室 (ワックスがけ)	テラス (大型ゴミ)	手洗い・消毒等 衛生管理	災害時避難経路 備蓄品	玄関・中庭	避難経路 火気設備点検
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	遊戯室 (ワックスがけ)	施設連結通路 (避難経路)	台所・ガス器具周辺	施設内消毒 (感染症・食中毒)	避難経路 火気設備点検	敷地内外構

(2) マニュアル（指針）の策定・共有

分野	策定時期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
事故防止マニュアル（指針）	2025年 4月 1日	2027年 3月 1日	マニュアルは事務室書棚で保管
<input checked="" type="checkbox"/> 館外活動	2025年 4月 1日	2027年 3月 1日	マニュアルは事務室書棚で保管
<input type="checkbox"/> バス送迎（※実施している場合のみ）	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 降雪（※必要に応じ策定）	年 月 日	年 月 日	
防災マニュアル（指針）*	2025年 4月 1日	2027年 3月 1日	マニュアルは事務室書棚で保管
救急対応時マニュアル（指針）*	2025年 4月 1日	2027年 3月 1日	マニュアルは事務室書棚で保管
防犯（不審者対応時）マニュアル（指針）*	2025年 4月 1日	2027年 3月 1日	マニュアルは事務室書棚で保管
感染症対応マニュアル（指針）	2025年 4月 1日	2027年 3月 1日	マニュアルは事務室書棚で保管

*110番、119番対応を含む

2. 児童・保護者に対する安全教育等

(1) 児童への安全指導（安全学習）

	4～8月	9～12月	1～3月
就学前児童	乳幼児クラブで避難経路や緊急時対応について保護者と一緒に理解し、スムーズに行動できるよう、主に保護者に伝える。	地域ホールでのイベントの際の緊急時対応及び避難経路等について確認する。	南消防署立ち合いの元、自分の身を守る方法、館外への避難及び消火訓練を行う。
小学生	避難訓練の際、避難経路や緊急時対応を知る機会を作る。 警察と連携し、交通安全について学ぶ機会を作る。	避難訓練の際、避難経路や緊急時対応を知る機会を作る。	南消防署立ち合いの元、自分の身を守る方法、館外への避難及び消火訓練を行い、講評を受ける。
中・高校生世代	初回利用時に避難経路や緊急時対応を知る機会を作る。	夜間開館の利用後の帰宅について、その都度安全確認を促す。	南消防署立ち合いの元、自分の身を守る方法、館外への避難及び消火訓練を行う。

(2) 保護者への周知・共有

- ・乳幼児保護者：登録制乳幼児クラブや広場に遊びに来た保護者に対し適宜、避難経路と緊急時の対応について概要を説明する。
乳幼児クラブで避難訓練を取り入れる。
- ・自由来館保護者：じどうかんだよりやSNSにおいて避難経路のお知らせや

3. 訓練・研修

(1) 避難訓練等

設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
テーマ・ 取組	火災 通報・消火	水害 通報・消火	地震 通報・消火	火災 通報・消火	水害 通報・消火	地震 通報・消火
参加 予定者	職員	自由来館児童 学童クラブ児童	職員	自由来館児童 学童クラブ児童	職員	自由来館児童 学童クラブ児童
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
テーマ・ 取組	火災 通報・消火	水害 通報・消火	地震 通報・消火	火災 通報・消火	水害 通報・消火	地震・火災（避難誘導） 通報・消火
参加 予定者	職員	自由来館児童 学童クラブ児童	職員	自由来館児童 学童クラブ児童	職員	自由来館児童 学童クラブ児童 職員

(2) その他訓練

訓練項目	訓練内容	実施予定時期（時期と回数を記載）	参加予定者
119番通報訓練	消防（119）にかけると想定し、必要な情報を適切に伝える。	通報訓練実施時・毎回	職員
救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）	消防署に依頼し、救命救急についての講習を受ける。	10月・年1回	職員
不審者対応訓練（110番通報訓練等）	警察署・平安レディース（防犯推進）に依頼し、講習を受ける。	8月・年1回	職員・自由来館児童 学童クラブ児童
来所・帰宅時における非常時対応訓練	親子で帰宅路を歩いて確認する「親子で帰ろう会」を実施	5月・年2回	職員・学童クラブ児童

(3) 職員への研修・講習

4～8月	9～12月	1～3月
行政研修に参加（新採時・概ね2年おきに再受講） ○安全指導・安全管理 ○救急法「普通救命講習Ⅲ」	ファミリーサポート講習会における「子どもの安全と事故防止策」（京都市消防学校）を受講	高齢者施設との合同訓練を実施 南消防署立ち合いの元、初期消火・避難誘導・消火訓練を実施し、消防署より講評を受ける

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体や児童が通う学校が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらず記載する

4月：安全指導・安全管理 5月：救急法「普通救命講習Ⅲ」 6月：交通安全教育研修会（京都府警） 7月：交通安全教室（警察署に依頼） 11月：地域自主防災会防災訓練 12月：地域消防分団年末特別警戒激励会
--

4. 再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析の方法等）

<ul style="list-style-type: none">・過去のヒヤリハット事例及び要因の分析を行い、必要な対策を講じる。・事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、1.(1)の重点点検箇所や1.(2)のマニュアルに反映した上で職員間の共有を図る。
--